

議案第6号

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日

西脇市長 片山象三

(理由)

国民健康保険法施行令の改正に伴う所要の改正並びに国民健康保険税額の改正による受益者負担の適正化及び国民健康保険の安定的な運営を図るため。

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

西脇市国民健康保険税条例（平成17年西脇市条例第 107号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第 4 項中「16万円」を「17万円」に改める。

第 3 条第 1 項中「100分の6.68」を「100分の7.34」に改める。

第 5 条中「27,200円」を「27,600円」に改める。

第 6 条第 1 号中「19,200円」を「20,900円」に改め、同条第 2 号中「9,600円」を「10,450円」に改め、同条第 3 号中「14,400円」を「15,675円」に改める。

第 7 条中「100分の2.51」を「100分の2.74」に改める。

第 9 条中「10,200円」を「11,100円」に改める。

第10条第 1 号中「7,200円」を「7,700円」に改め、同条第 2 号中「3,600円」を「3,850円」に改め、同条第 3 号中「5,400円」を「5,775円」に改める。

第11条中「100分の2.48」を「100分の2.47」に改める。

第13条中「13,000円」を「12,900円」に改める。

第14条中「6,100円」を「6,500円」に改める。

第28条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第 1 号中「19,040円」を「19,320円」に、「13,440円」を「14,630円」に、「6,720円」を「7,315円」に、「10,080円」を「10,972円」に、「7,140円」を「7,770円」に、「5,040円」を「5,390円」に、「2,520円」を「2,695円」に、「3,780円」を「4,042円」に、「9,100円」を「9,030円」に、「4,270円」を「4,550円」に改め、同条第 2 号中「28万円」を「285,000円」に、「13,600円」を「13,800円」に、「9,600円」を「10,450円」に、「4,800円」を「5,225円」に、「7,200円」を「7,837円」に、「5,100円」を「5,550円」に、「3,600円」を「3,850円」に、「1,800円」を「1,925円」に、「2,700円」を「2,887円」に、「6,500円」を「6,450円」に、「3,050円」を「3,250円」に改め、同条第 3 号中「51万円」を「52万円」に、「5,440円」を「5,520円」に、「3,840円」を「4,180円」に、「1,920円」を「2,090円」に、「2,880円」を「3,135円」に、「2,040円」を「2,220円」に、「1,440円」を「1,540円」に、「720円」を「770円」に、「1,080円」を「1,155円」に、「2,600円」を「2,580円」に、「1,220円」を「1,300円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の西脇市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。